

## 燃ゆる感動かごしま国体伊佐市食品衛生対策要項

### 1 趣旨

この要項は、「第 75 回国民体育大会伊佐市医事・衛生基本計画」に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体伊佐市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

### 3 食品衛生対策

#### (1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民、大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上を図る。

#### (2) 食品取扱施設等に対する監視、指導

食品取扱施設等に対する監視、指導を強化し、施設の整備促進及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

#### (3) 土産食品の衛生対策

土産食品製造施設及び販売施設等に対する監視、指導を強化し、土産食品の衛生確保及び適正表示の徹底を図る。

#### (4) 会場等における食品販売店対策

競技会場等の食品販売店に対して、食品衛生の監視、指導を行う。

#### (5) 健康診断

食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査（検便）を励行するよう指導する。

##### ア 対象者

- (7) 大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- (8) 大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者
- (9) 競技会場等において食品を提供する売店の従事者
- (10) その他本市実行委員会が必要と認めた者

##### イ 病原体保有者に対する対策

検査の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

#### (6) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

#### 4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。